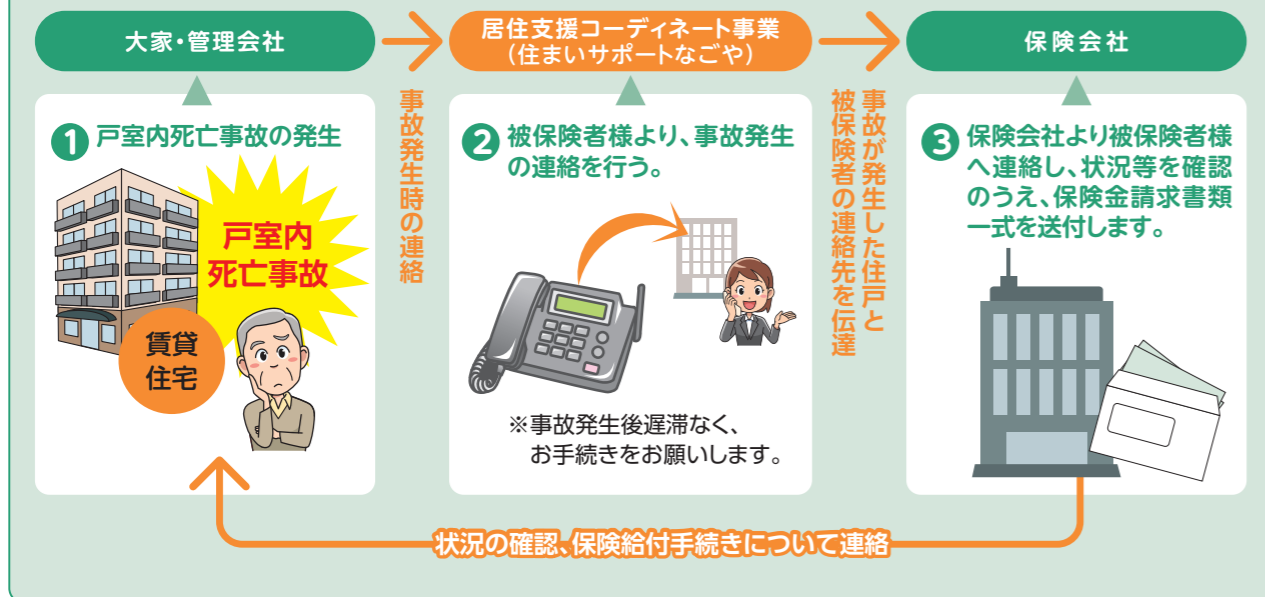


保険金請求 手続の流れ

保険金請求手続の流れ



登録手続きに関するお問合せ先

住まいサポートなごや (名古屋市居住支援コーディネーター事業)^{※3}

住所：愛知県名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階(名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山内)
TEL：052-684-8597 FAX：052-684-8132 メール：sumai-support-nagoya@titan.ocn.ne.jp
相談時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9時～17時

※3 住まいサポートなごやについて

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき、名古屋市が取り組む事業です。住宅の確保にお困りの方の民間賃貸住宅への入居をサポートするとともに、セーフティネット住宅(※1)の大家さん等からの入居トラブルの相談等に対応し、居住支援活動のネットワークづくりを進める事業として、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会と公益社団法人愛知共同住宅協会による「なごや居住支援コンソーシアム」が名古屋市から委託を受けて実施しています。

補償内容など保険の内容に関するお問合せ先

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

名古屋企業営業第二部 金融公務室
住所：愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号
TEL：050-3462-6504 FAX：052-563-9484

このチラシは、「家主費用・利益保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約をご用意していますので、必要に応じて引受保険会社ホームページをご参照ください。もしくは、引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、引受保険会社にお問合せください。

[セーフティネット住宅]・「居住サポート住宅」の 大家さん・不動産事業者さんへ

孤立死・残置物に係る 「包括的損害保険」の ご案内

保険料は名古屋市が負担します。

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年7月6日法律第112号)」第8条に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅^{※1})及び同法第40条に基づく居住安定援助賃貸住宅(居住サポート住宅^{※2})のうち

単身高齢者世帯が入居する住戸を対象に、
賃貸戸室における死亡事故による大家の
損害を補償します。

- ※1 大家が住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅として名古屋市に登録を行う住宅です。登録に当たっては、一定の床面積や耐震性を有すること等の登録要件を満たす必要があります。
- ※2 居住支援法人等が、住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅として名古屋市から認定を受けた住宅です。認定に当たっては、一定の床面積や耐震性を有すること等の認定要件を満たす必要があります。

孤立死・残置物に係る「包括的損害保険」



保険概要

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年7月6日法律第112号)」第8条に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅^{※1})及び同法第40条に基づく居住安定援助賃貸住宅(居住サポート住宅^{※2})のうち、**単身高齢者世帯が入居する住戸を対象に、賃貸戸室における死亡事故による大家の損害を補償します。**

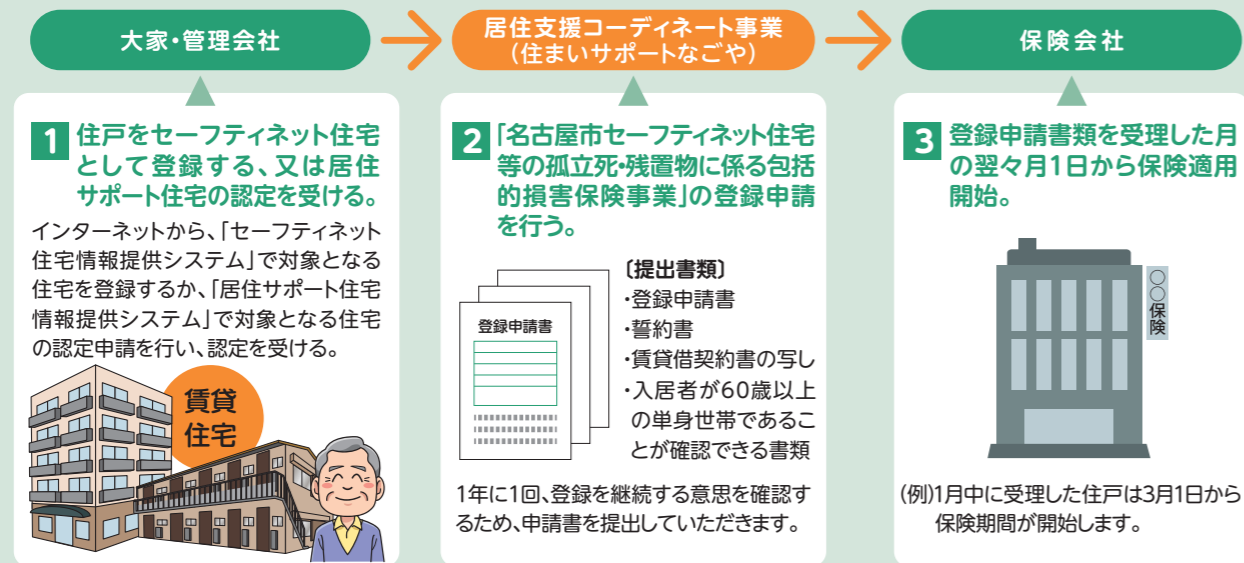
申込要件

以下の要件を満たす民間賃貸住宅の住戸を賃貸している大家や管理会社が対象となります。加入に伴う保険料はかかりません。

- 1 住戸の所在地が名古屋市内であること
- 2 セーフティネット住宅として名古屋市へ登録がされている、又は居住サポート住宅として名古屋市から認定を受けていること
- 3 保険契約の対象としての期間を開始する時点で賃借人が満60歳以上の単身世帯であること

登録手続

登録申請の流れ



お問合せ・提出先

住まいサポートなごや (名古屋市居住支援コーディネート事業)^{※3}

住所：愛知県名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号
富春ビル4階(名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 金山内)
TEL：052-684-8597 FAX：052-684-8132 メール：sumai-support-nagoya@titan.ocn.ne.jp
相談時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9時～17時

補償内容

1 家賃損失補償

戸室内死亡事故を原因として生じた、空室期間中の家賃減少による損失及び値引き期間が発生したことによる損失
支払限度額：1か月当たり5万円
支払限度期間：賃貸借契約終了の日から12か月
縮小てん補割合：50%

家賃損失補償の保険金支払例

月額家賃70,000円の住居が6か月間空室となった場合
支払保険金210,000円

$$\begin{matrix} \text{空室期間} \\ 6\text{か月} \end{matrix} \times \left(\begin{matrix} \text{月額家賃}70,000\text{円} \\ \times \\ \text{縮小てん補割合}50\% \end{matrix} \right) = 210,000\text{円}$$

※()内は50,000円が上限となります。

2 原状回復費用補償

戸室内死亡事故を原因として、戸室に物的損害が生じた場合の原状回復費用(賃貸可能な状態に補修、修繕、清掃、消毒または消臭等を行うために要する費用)から敷金を控除した額
支払限度額：100万円 (※支払限度額は2と合算するものとする)

3 遺品整理等費用補償

戸室内死亡事故が発生した結果生じた以下の費用
ア 遺品整理費用
イ 相続財産管理人選任申立諸費用(弁護士等への報酬を含む)
ウ お祝い又は追善供養に要する費用
支払限度額：100万円 (※支払限度額は2と合算するものとする)

4 建物明渡請求訴訟費用

戸室内死亡事故が発生したことで、賃貸借契約解除及び建物明渡請求訴訟を提起し、強制執行(建物明渡執行)の申立を行うために生じた費用(弁護士等への報酬を含む)
支払限度額：100万円 (※支払限度額は2と合算するものとする)

保険金の支払い対象外とする事由

以下に掲げる原因による事故、または損害の場合は保険金の支払い対象外とします。

- ① 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、テロ行為
- ③ 地震、噴火、津波
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ 特定感染症(注1)の発病により発生した補償事由による損害
- ⑥ 直接であると間接であると問わず、サイバーインシデント(注2)によって生じた損害
- ⑦ 保険契約の対象住戸ではない戸室で死亡事故が発生した場合の損害
- ⑧ 戸室内死亡事故が発生した保険契約の対象住戸以外の家賃損失
- ⑨ 戸室内死亡事故と直接的に関係のない原因により賃貸戸室が賃貸不能となった場合の、その後の期間の家賃損失
- ⑩ 事故の原因が次の(ア)から(オ)までに掲げる事由に該当し、賃貸住宅戸室がその原因によって負った直接的かつ物理的な損害
 - (ア) 火災、落雷、破裂または爆発
 - (イ) 風災、ひょう災または雪災
 - (ウ) 台風、暴風雨または豪雨等による洪水ならびに融雪洪水、高潮または土砂崩れ等による水災
 - (エ) 騒擾または集団行為等に伴う暴力行為
 - (オ) 建物の外部からの物体の落下、飛来または衝突

(注1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。

① 一類感染症、② 二類感染症、③ 三類感染症、④ 新型コロナウイルス感染症(注3)、⑤ 指定感染症(注4)

(注2) 次のものをいいます。

① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象

ア. ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 イ. コンピュータシステムへのアクセスの制限

ウ. 上記ア、およびイ、以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合

(注3) 新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。

(注4) 指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。